

令和9年（2027年）4月に中学校（天明みらい学園を含む）に 入学予定のお子様の保護者様へ

令和9年度（2027年度）就学援助（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給のお知らせ

熊本市では、令和9年（2027年）4月に熊本市立中学校（天明みらい学園を含む）、熊本大学教育学部附属中学校又は熊本県立中学校に入学予定のお子様の保護者の方で、就学援助の要件に該当し、受付期限までに申請された方に、就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前（第一期：2月上旬支給予定、第二期：3月上旬支給予定）に支給します。

就学援助とは、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対し、保護者の負担軽減を図るため、学用品費などの就学に必要な費用を援助する制度です。

1 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件の全部に該当する方

- （１）申請日に熊本市に居住している方（入学式前日までに熊本市外へ転出する方を除きます。）
- （２）お子様が令和9年（2027年）4月に熊本市立中学校（天明みらい学園を含む）、熊本大学教育学部附属中学校又は熊本県立中学校に入学予定の方（私立中学校又は熊本市外の市町村立中学校等に入学される場合は該当しません。）
- （３）就学援助の要件に該当する方（裏面の「4 就学援助を受けることができる方」をご参照ください。）

上記に該当せずに、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりま
すので、ご注意ください。

2 申請手続き

- （１）申請場所 次のいずれかに提出してください。

- ①お子様が現在通学している小学校
- ②教育委員会事務局学務支援課（熊本市中央区花畑町9番6号 SPring 熊本花畑町5階）

- （２）受付期限

第一期：令和8年12月4日（金）→支給予定：2月上旬

第二期：令和9年1月22日（金）→支給予定：3月上旬

※学校では、書類確認のために別途受付期限を設けている場合があります。なお、学校の受付期限を過ぎた場合でも、上記の期限までに提出された申請は、その期間の申請として受け付けます。

- （３）申請に必要なもの

- ①令和9年度（2027年度）就学援助（準要保護）申請書
- ②申請要件に応じた公的証明書（いずれか）
（裏面の「4 就学援助を受けることができる方」をご参照ください。）
- ③新入学児童生徒学用品費の振込先の保護者口座が分かる通帳等の写し

3 支給額等

- (1) 支給予定額（中学校入学予定のお子様 1 人につき）：81,000 円
- (2) 支給時期 第一期受付：令和 9 年（2027 年）2 月上旬頃
 第二期受付：令和 9 年（2027 年）3 月上旬頃
- (3) 支給方法 保護者口座へ振り込み

今回、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請して認定を受けられた方は、令和 9 年度（2027 年度）の就学援助の申請手続きは必要ありません。

また、同じ中学校に通う兄弟分も 1 枚の申請書で申請ができますので、兄弟分の記入漏れにご注意ください（兄弟が違う中学校に通う場合または小学校に通う弟妹がいる場合はそれぞれの学校ごとに申請が必要です）。

なお、入学前支給の申請をされなかった方で、就学援助を申請して入学式までに認定を受けた方は、6 月に新入学児童生徒学用品費を支給します。

4 就学援助を受けることができる方

次の（１）～（５）のいずれかの要件に該当する場合は、就学援助を受けることができます。

- (1) 生活保護の停止又は廃止の決定（保護廃止・停止決定通知書）
- (2) 市町村民税の非課税の決定（市県民税（所得・課税）証明書）

※証明書の添付は不要（転入、単身赴任等により熊本市で課税状況の確認ができない方は、「個人番号届出書」と個人番号が確認できる書類（マイナンバーカードの写し等）または市県民税（所得・課税）証明書を提出してください）。

保護者である父母が共に非課税であることが必要です（ひとり親家庭の場合を除きます）。

- (3) 国民年金の掛金の免除の決定（国民年金保険料免除申請承認通知書）（1 / 4 免除を除きます）
- (4) 児童扶養手当の支給の決定（児童扶養手当証書）

※申請には、有効期限が令和 9 年 10 月 31 日の証書の写しが必要です。証書の交付を受けた後に申請してください。

婚姻等により受給資格が喪失している場合は、この理由では申請することができません。

- (5) 経済的な理由で生活にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が限度額以下、または失業・倒産・災害・事故等の特別な理由で、お子様を就学させることが困難なご家庭

今回の新入学児童生徒学用品費の入学前支給では、（１）～（４）の要件による申請を審査対象とします。

（５）で申請される場合は、令和 9 年 2 月頃に案内予定の就学援助申請で申請してください。

5 生活保護受給中の方へ

生活保護受給中のお子様は、3 月分の保護費とあわせて入学準備金が支給されますので、就学援助の手続きは不要です。

6 問い合わせ先

手続き等ご不明な点がございましたら、お子様が現在通学している小学校又は教育委員会事務局学務支援課（電話：096-328-2716）にお問い合わせください。